

令和3年第2回(3月)佐渡市議会定例会会議録(第7号)

令和3年3月22日(月曜日)

議事日程(第7号)

令和3年3月22日(月)午後1時30分開議

- 第1 発言の取消し
- 第2 (総務文教常任委員会付託案件)
議案第4号から議案第6号まで、議案第21号、議案第34号、議案第41号から議案第44号まで、議案第48号
(市民厚生常任委員会付託案件)
議案第7号から議案第15号まで、議案第35号から議案第37号まで、議案第39号、議案第40号、議案第45号
(産業建設常任委員会付託案件)
議案第16号から議案第20号まで、議案第22号、議案第38号、議案第46号、議案第47号、陳情第1号
- 第3 航路問題特別委員会の中間報告
- 第4 発議案第1号
- 第5 発議案第2号
- 第6 発議案第3号
- 第7 発議案第4号
- 第8 発議案第5号
- 第9 議案第49号
- 第10 議案第50号
- 第11 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(21名)

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君

15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	近藤和義君	20番	坂下善英君
21番	佐藤孝君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	渡邊尚人君	総合政策監	日坂仁君
総務課長 (兼選管事務局長)	中川宏君	防災管財長	磯部伸浩君
税務課長	甲斐由紀夫君	企画課長	猪股雄司君
財政課長	平山栄祐君	市民生活課長	斉藤昌彦君
社会福祉課長	市橋法子君	子ども若者課長	大屋広幸君
高齢福祉課長	吉川明君	環境対策課長	計良朋尚君
世界遺産推進課長	下谷徹君	地域振興課長	岩崎洋昭君
交通政策課長	十二毅志君	農林水産課長	本間賢一郎君
農業政策課長	金子聡君	観光振興課長	祝雅之君
建設課長	清水正人君	上下水道課長	宮城徹君
教育総務課長	坂田和三君	学校教員補佐	土屋一裕君
社会教育課長	市橋秀紀君	消防長	羽二生正博君
両津病院管理部長	伊藤浩二君	農業委員会事務局長	北嶋富夫君

事務局職員出席者

事務局長	山本雅明君	事務局次長	本間智子君
議事調査係	梅本五輪生君	議事調査係	岩崎一秀君

午後 1時30分 開議

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議会運営委員長の報告

○議長（佐藤 孝君） ここで、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。
議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

○議会運営委員長（近藤和義君） 本日の議事について3点報告します。

3月10日の後藤勇典議員の一般質問における発言に関し、本人より発言の一部を取り消したい旨の申出がありましたので、同日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、発言を取り消すことを了承しました。

よって、私の報告が終わり次第、発言の取消しについてお諮りすることになりますので、ご了承願います。

また、特別委員会設置等に係る発議案の上程、採決を行い、特別委員の指名と正副委員長の互選結果の報告をします。その後、人事案件2議案について上程、採決を行います。

報告は以上であります。

○議長（佐藤 孝君） これで議会運営委員長の報告を終わります。

日程第1 発言の取消し

○議長（佐藤 孝君） 日程第1、発言の取消しを議題といたします。

後藤勇典君より3月10日の本会議における一般質問について、会議規則第65条の規定により、発言の一部を取り消したい旨の申出がありました。また、議会運営委員会でその件を協議した結果、関連する私の発言及び市長の答弁についても同様の取扱いにすべきとの申出がありました。

お諮りいたします。お手元に配付したとおり、発言取消しの件を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、この発言取消しの件を許可することに決定いたしました。（当該箇所380、381頁の下線部）

発言の訂正

○議長（佐藤 孝君） 次に、発言の訂正について申し上げます。

3月8日の林淳一君の一般質問における発言に関し、本人より発言の一部を訂正したい旨の申出がありましたので、お手元に配付したとおり、会議規則第65条の規定により、議長においてこれを許可いたしました。（当該箇所185頁の下線部）

日程第2 （総務文教常任委員会付託案件）

議案第4号から議案第6号まで、議案第21号、議案第34号、議案第

41号から議案第44号まで、議案第48号
(市民厚生常任委員会付託案件)

議案第7号から議案第15号まで、議案第35号から議案第37号まで、
議案第39号、議案第40号、議案第45号

(産業建設常任委員会付託案件)

議案第16号から議案第20号まで、議案第22号、議案第38号、議案
第46号、議案第47号、陳情第1号

○議長(佐藤 孝君) 日程第2、各常任委員会に付託した案件についてを議題といたします。

まず、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長、金田淳一君。

[総務文教常任委員長 金田淳一君登壇]

○総務文教常任委員長(金田淳一君) 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告
します。

議案第4号 佐渡市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、令和3年度以降にお
ける市の重点施策について、機動的かつ効果的に推進を図り、確実な実現に向けた組織体制を整備するた
め、佐渡市行政組織条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとし
て決定しました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。令和3年度より医療対策課及び移住交流推進課が新設される予定である。既存の課との事務分掌
を明確にし、業務の対応に漏れがないよう努めるとともに連携を積極的に行い課題解決を図ること。また、
企画課への業務の集中が懸念されることも含めて、全ての課において適正な人員配置に努められたい。

議案第5号 公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て。本案は、公益的法人等に対し市職員を派遣することについて、職員を派遣できる団体として、社会福
祉法人愛宕福祉会を追加するため、公益的法人等への佐渡市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する
ものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第6号 佐渡市両津文化会館条例を廃止する条例の制定について。本案は、佐渡市両津文化会館の
跡地を新両津病院建設用地に転用するため、佐渡市両津文化会館条例を廃止するものであります。審査の
結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第21号 佐渡市辺地総合整備計画(令和元年度～令和3年度)の変更について。本案は、公共的施
設の整備計画における事業費の増額及び新規事業の追加に伴い、辺地対策事業債の予定額を増額するため、
佐渡市辺地総合整備計画を変更することについて、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原
案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第34号 令和3年度佐渡市一般会計予算について。本案は、令和3年度佐渡市一般会計予算を定め
るもので、その歳入歳出予算の総額は455億4,000万円と前年度当初予算と比較して10億4,000万円、率に
して2.3%の増となるものであります。本予算は、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しつつ、財源

確保の徹底や歳出の見直しを行った一方、老朽化に伴う公共施設等の維持管理及び更新並びに地域医療の確保など喫緊の課題に対応するとともに、重点施策として掲げる事業を集中的に取り組むものとなっております。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、各常任委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。1、総務文教委員会。(1)、総括的事項。①、予算説明に関する事項。審査において、質疑に対する説明が分かりづらい状況が散見された。説明に当たっては、予算書のみならず図表等を活用した説明資料の共有を適宜行い、議論の深化に努めること。そのためには提案権と執行権を持つ執行部としての基礎的能力を研修等により養い、人材育成を積極的に努められたい。

②、地方創生臨時交付金について。本省繰越予定額となっている地方創生臨時交付金約4億2,000万円のうち約5,000万円はその使途が決まっている。使用可能残額約3億7,000万円については、感染状況に鑑みて島内における経済対策として費用対効果の高い施策を検討し、事業実施に努めること。

③、地域づくりの拠点について。支所、行政サービスセンターを活用した新たな組織体制については大いに理解する。しかし、地域要望については今までどおり公平性を担保しながら事業実施に努める必要があると思料する。また、持続可能な地域づくりについては、支所、行政サービスセンターを拠点としながら地域相談員や地域おこし協力隊と既存の地域づくり団体等が円滑に連携することが必要不可欠である。地域づくりの機運醸成に努められるとともに先進的な取組として地域の方々の理解・納得・共感を得られるよう進められたい。

(2)、20款繰入金、2項基金繰入金、2目その他特定目的基金繰入金、地域振興基金繰入金について。地域振興基金の使途について、人材育成を事由として安易に活用していると思料する。それぞれの基金条例等を見直すことにより厳格に対応することを求める。

(3)、10款教育費、1項教育総務費、3目教育振興費、学校運営協議会事業について。コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)は、地域とともにある学校づくりを推進することを目的としている。本市においては令和2年度から全小中学校で設置されたことは評価に値する。しかし、コミュニティ・スクールは持続可能な地域づくりにも寄与できることから、令和3年度の学校運営協議会に関する予算が減額計上となっていることは理解に苦しむ。今後の具体的な取組が着実に進められるような組織づくりに努められたい。

(4)、10款教育費、5項社会教育費、5目博物館費、佐渡学推進事業について。一般財団法人佐渡文化財団について、設立から本年度まで安定的に運営されてきたとは到底言い難い。文化財団に関する検討会の指摘を重く受け止め、令和3年度から向こう3か年においては所期の目的に立ち返り、一から出直す必要があると思料する。財政規律を遵守しながら、本市における有形・無形の文化を保存・活用・継承できるよう市として支援に努めること。

2、市民厚生常任委員会。(1)、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、障害福祉の人材育成・確保事業、2目老人福祉費、介護老人福祉の人材育成・確保事業及び2項児童福祉費、3目保育所費、児童福祉の人材育成・確保事業、4款衛生費、3項医療推進費、1目医療推進総務費、地域医療の人材育成・確保事業について。当該4事業は、医療・介護・福祉の人材を確保及び育成するため、資格取得及び就業の支援を行う主要施策である。看護師、主任介護支援専門員、精神保健福祉士、保育士など、医

療・介護・福祉の人材確保は喫緊の課題である。本事業を十分に活用し、各分野の課題解決に全力を挙げて取り組まれない。

(2)、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、民生委員児童委員活動費について。民生委員は、地域によって担当範囲に差がある。市として実態を調査し、処遇改善を図られたい。

(3)、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、老人福祉一般経費について。地域医療・介護・福祉提供体制協議会に対してシステム改修の負担金を支出するものだが、今後当該協議会と佐渡地域医療連携推進協議会が一体化され、市内の医療・介護・福祉の連携が強化されると期待されることから、引き続き積極的な支援に努められたい。

(4)、3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費、老人クラブ活動事業について。市内の老人クラブ数は年々減少し、活動そのものが低下している。地域包括ケアシステムにおいても老人クラブの活動は期待されており、支援の拡充を図られたい。

(5)、3款民生費、1項社会福祉費、6目障害福祉費、障害者就労支援事業について。障害者の就労については、なかなか進んでいない実態がある。令和3年から法定雇用率が上がったことも鑑みて、障害者の就労場所の確保及び就労支援の拡充を図られたい。

(6)、3款民生費、2項児童福祉費、6目子育て支援費、子どもが元気な佐渡が島（たからじま）事業及び第3子以降子育て応援事業について。子どもが元気な佐渡が島（たからじま）事業については、佐渡市に生まれた子供の誕生を祝い、次世代を担う子供の健やかな成長を願うとともに、子育てにかかる費用の経済的負担軽減を図ることを目的とする事業である。また、第3子以降子育て応援事業については、第3子以降の児童の誕生及び健やかな成長を祝い、子育てにかかる費用の経済的負担を軽減し、併せて移住・定住の促進及び本市の活性化に寄与することを目的とする事業である。本事業の審査においては、各委員から様々な意見が出され、執行部としては制度の再検討を行うこととなった。よって、この2事業については、当委員会に説明の上、制度の確立を図り予算の執行に当たること。今後、特に重点施策については、議会との十分な議論ができるよう慎重に対応されたい。

(7)、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、ワクチン接種体制確保事業（新型コロナ対策）について。新型コロナワクチン接種の実施に当たっては、市民の関心が高い。よって、市民に必要な情報を適時適切に提供するよう図られたい。

(8)、4款衛生費、1項保健衛生費、5目健康保養センター費、温泉運営費について。市の温泉施設の方針については、佐渡市入浴施設あり方検討会での本年12月の答申をもって決定するとの説明がなされている。その方針の決定においては、市民と事業者との十分な合意形成を図られたい。

(9)、4款衛生費、1項保健衛生費、7目環境衛生費、空き家対策事業について。市内には数多くの空き家が存在し、危険な空き家も散見される。全国でも新潟県は、空き家対策に後れを取っており、市が単独で対策を行うことには限界がある。本来主体となるべき国や県に対して相応の負担を求めること。

(10)、4款衛生費、1項保健衛生費、10目火葬場運営費、火葬場整備費について。青山斎場においては数年置きに炉の修繕を要している。炉の更新を図るなど抜本的な改善を図られたい。

3、産業建設常任委員会。(1)、2款総務費、1項総務管理費、7目企画費、佐渡ふるさと島づくり寄附金事業及び10目姉妹都市等交流費、佐渡ファンづくり交流促進事業、6款農林水産業費、1項農業費、

3目農業振興費、販売網構築事業、7款商工費、1項商工費、4目観光費、観光地域づくり推進事業について。令和2年度に佐渡産直ネット「さどまるしえ」が開設されているが、さどまる倶楽部、ふるさと納税、だっちゃんコインとコンテンツは多種多様にあるものの、それぞれが単独で運用されていることから効率性に欠けると思料する。それぞれの仕組みを結びつけることで佐渡との関係性が深まるばかりでなく、ビッグデータとしての活用と展開が期待できるため、関係課で協議を進めること。

(2)、2款総務費、1項総務管理費、7目企画費、交通対策事業について。昨年度のデマンドバスの実証実験の結果を踏まえて、本年5月から本格稼働する運びとなり、ほかの3路線も本予算で実施する計画である。地域公共交通網形成計画に沿いながら地域とも積極的に協議を行い、公共交通の維持存続を図るよう鋭意努力すること。

(3)、2款総務費、1項総務管理費、7目企画費、二次交通支援事業（新型コロナ対策）について。

①、二次交通支援事業補助金では日帰りも対象となっているが、新型コロナ対策の前提であれば、日帰りでは効果が薄いと思料するため、再度の検討を求める。

②、本年より小木一直江津航路の運航がジェットfoilに切り替わることにより、利用の促進を図る観点から島内の二次交通に対する支援が計上されているが、繁忙期においても交通手段が確保されるよう事業者と綿密に協議するとともに事業の遂行に当たっては観光振興課と連携し、観光客の増加につなげること。

(4)、2款総務費、1項総務管理費、11目移住促進費、U・Iターンサポート事業について。①、企業連携推進業務は委託する内容の詳細が見えてこない。詳細を綿密に詰めた上で事業を展開すること。

②、U・Iターンに関する様々な補助金为新設されているが、奨学金を含め、他自治体の事例や地元のヒアリングを行い、充実した支援となるよう検討を求める。また、奨学金制度が多種多様になっていることから、利用者に分かりやすい周知に努めること。

③、移住者に対しては移住後のアフターケアを行いながら、情報を収集、分析した対策を行うとともに今後の移住施策に反映させること。

(5)、2款総務費、1項総務管理費、12目特定有人国境離島地域社会維持推進費、創業・事業拡大等支援事業について。申請の増加につなげるため他離島の事例の研究や様々なネットワークを活用するなどの取組を行うこと。また、起業後は商工会など支援団体と提携する仕組みを構築し、サポート体制を整えることも検討すること。

(6)、6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費、農業委員会運営費について。耕作放棄地の現状を把握して人・農地プランを実効的に進め、農業委員や農地利用最適化推進委員が積極的に地域の集会などへ参加していくこと。

(7)、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、生物多様性戦略推進事業について。ジアス認定10周年を迎える記念フォーラムを契機に安心安全な食を大々的にPRして、販路の拡大など先の10年につながる取組となるような事業の展開を求める。

(8)、6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費、販売網構築事業について。コロナ禍により対面でのセールスが思うようにできないことから、リモートなどセールスの方法を工夫すること。また、米穀店からの紹介により世田谷区内の小学校の給食提供につながるなどの成果が出ていることから、米穀

店に対する営業活動も継続的に行われたい。

(9)、6款農林水産業費、1項農業費、6目畜産業費、畜産振興事業について。肉用牛の需要も十分にあり、ふるさと納税の返礼品などでも活用できることから、生産量を拡充させるとともにブランド化の取組を検討されたい。

(10)、6款農林水産業費、2項林業費、2目林業振興費、林業振興事業について。市内4森林組合の共同作業化や機器の共同購入など施業能力の強化を図るための支援を積極的に行い、潜在する林産物の掘り起こしに寄与する対策を行われたい。

(11)、6款農林水産業費、3項水産業費、2目水産業振興費、離島漁業再生支援費について。佐渡の魚は、一次加工による高付加価値化や販路の拡大を図れば需要は十分にあると思料する。漁業者の収入を増やす観点から、さらなる対策を講じられたい。

(12)、7款商工費、1項商工費、3目企業誘致推進費、企業誘致・スタートアップ支援事業について。次回以降のビジネスコンテストについては、さらなる雇用拡大を意識した企業誘致を図られたい。

(13)、7款商工費、1項商工費、4目観光費、観光地域づくり推進事業について。佐渡観光交流機構について、本委員会の審査では、専務理事が本年3月末で退職すること、新たに要請する外部人材は実働部隊2人の予定で補充は早くても5月以降であることを確認した。また、職員の不祥事防止に向けた行動指針及び行動宣言が策定されたことや2月中に職員の危機管理研修会を行ったことなど、一定程度の対策が講じられている状況を確認したところである。佐渡観光交流機構の体制については、当該職員が職務に意欲を持って取り組める環境整備や人事評価を含めた職員の能力向上を行う対策も含め、佐渡市も積極的に関与して指導、監督を行うことを強く求める。

議案第41号 令和3年度佐渡市五十里財産区特別会計予算について、議案第42号 令和3年度佐渡市二宮財産区特別会計予算について、議案第43号 令和3年度佐渡市新畑野財産区特別会計予算について、議案第44号 令和3年度佐渡市真野財産区特別会計予算について、以上4議案は、令和3年度における各財産区の特別会計予算を定めるもので、その予算規模はそれぞれ次のとおりであります。五十里財産区19万円、二宮財産区333万1,000円、新畑野財産区355万4,000円、真野財産区336万1,000円。主な内容は、管理会費や造林事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第48号 旧両津地区公民館解体工事請負契約の締結について。本案は、旧両津地区公民館解体工事について、本年3月2日に執行した入札の落札者と請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で総務文教常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第34号 令和3年度佐渡市一般会計予算についてに関する委員長質疑に入ります。

山本健二君の質疑を許します。

山本健二君。

○2番（山本健二君） 調査整備費、継続調査費は地質調査の結果によって大きく影響すると思いますが、いかがか。土地購入費があるが、場所、目的は何か。庁舎に新潟交通佐渡に乗り入れるなどについて、質

疑はしましたか。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） それでは、お答えいたします。

防災拠点庁舎の予定地の地質調査については既に実施をされ、その結果が今結果待ちの状態というふう
に伺っております。今、考え方では当初の予定とほとんど変わらないので、大きな影響はないというふう
な聞き取りをされております。

土地購入費ですが、場所については現在佐渡市役所の第2庁舎の南側に駐車場がありますけれども、そ
こからさらに南側、要するに畑野側の土地をまず4筆、2,422平米取得したいというふうな計画というふう
に聞いております。それから、もう一か所は金井就業改善センター、それから佐渡森林組合が建物があ
りますけれども、その南側には今も駐車場がありますから、それよりさらに南側、畑野方面に向かった
田んぼ、それから宅地、1,914平米と997平米のところを取得したいという計画であるというふうに審査で
聞き取りをしております。

3番目の、庁舎に新潟交通のバスの乗り入れはどうかという質問がされましたけれども、この件に
ついては審査をしております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 山本健二君。

○2番（山本健二君） 庁舎に新潟交通乗り入れは質疑していないということは、次のときでも質疑して
いただきたいと思えます。

それから、庁舎の地質調査はそんなに変わっていないということになるのであれば、大きい影響はない
と思うので結構です。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 金田総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（金田淳一君） 新潟交通佐渡のバスが入るかどうかというのは市民の皆さんにも
大きな影響があることですので、次の委員会の際にしっかりと質疑をしたいと思っております。庁舎の地
質調査については間もなく結果が出ると思いますので、それも含めてしっかりと審査をしていきたいと思
います。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 次に、市民厚生常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど報告がありましたが、渡辺新市政の年間を通しての初めての当初予算という
ことで、6つの柱、5つの重点施策という中の、大きなものの子育て支援の関係であります。子どもが元
気な佐渡が島（たからじま）事業及び第3子以降の子育て応援事業について、制度の再検討というふう
になっているわけですが、これ一体どういうことかと。当初予算ですから、多少の食い違いはあっても、一
定程度議会との意見を交わす中で修正しながらいけるというふうに思うのですが、どういうことかとい
うのが1点目です。

2点目ですが、健康保養センター費についてでございます。市の方針は、先ほど言いましたが、5つの重点施策のうちの健康寿命の延伸のための施設として位置づけていることは分かるのでありますが、これで問題がないのかということです。この間市民厚生常任委員会の中では相川温泉の問題なども含めてずっと協議をしてきているのですが、また今回も何か第三者的に頑張っただけでやれよみたいな感じになっているわけで、その辺相川温泉の問題も含めてどのような審査がなされたのかお尋ねしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

市民厚生常任委員長、山田伸之君。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、中川直美議員の質問にお答えさせていただきます。

1点目の子育て支援の件です。この2事業については、執行部より制度設計の説明があり、各委員から本当に様々な意見、指摘がされたところでもあります。一例を挙げますと、例えば子どもが元気な佐渡が島（たからじま）事業におきまして、対象の保護者が1年前から佐渡に居住していなければならない、第3子以降の出産祝金事業においては3年前から佐渡に居住しなければならないという要件が示されましたが、これについては移住定住促進の観点から撤廃すべきではないかという意見も出されました。また、既に第3子を育てている世帯と不公平感が否めない、何らかの対応が必要ではないか、そういった意見も出されました。このような様々な意見を出し、一度執行部としては持ち帰りたいと、今定例会中では時間が足りず、一定程度時間をいただきたいということで、再度検討したいという申出があったものだとおっしゃいます。

2番目の健康保養センター費、温泉についてでございます。この事業につきまして、執行部からは、健康寿命の延伸、そういったものに資するような事業、これ温泉を利用した事業ということで、健康づくり教室であったり介護予防教室、地域の茶の間サロン、そういったものを温泉施設や市の施設を利用してやっていただいて、健康寿命の延伸につなげていきたいという説明がございました。

ワイドブルーあいかわにつきましても、現状どのようになっているのか、当委員会で指摘をさせていただきました。執行部としましては、市としての方針を出すまでにいろいろと整理をしなければならない項目があり、その解決に時間がかかっているということでございます。仮の話ですけれども、仮に再開するとした場合においても、施設の大規模改修に幾らかかるのか、運営にかかる経費はどの程度なのか、数字の上でも納得のいくものを市民に示した上で市民に説明をしたい意向であるということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 前段の子育ての関係です。この間、過去の議員も含めて、子育て支援にやっぱり100万円とか200万円みたいなものをするべきではないかということで、渡辺市長が英断をして踏み出したいい事業だというふうに私は思っているわけですが、市長もこの議会の冒頭でも言っていたかと思いますが、ぜひ議会のほうからも意見出していただいて、いいものをつくり上げていくということを言っていたわけですが、結果的に言うと、新年度ですから、執行部、完全な要綱とかフレームがないにしても、大きな柱というのは当然あるわけです。それに対して、議会として対案というか、ここはこうしたいということで、委員は様々な意見はあるでしょうが、委員会として意見を調整をして、こんなところだったらどうかというふうな議論をすれば、私は十分できたのではないかなと。ただ言いつ放しであれやれ、これやれという

のでは、それは執行部もあれもあれもということで結局難しいのではないかと思うのだが、結果としてはそういうことになるのではないかと。ちなみに、4月1日からの問題はどうかお尋ねします。

2点目、健康保養センターの関係ですが、これは歴代の市政でも大問題になってきた問題です。相川温泉のことで要は私何度も言っていますが、前市政のときに相川の人口を超える7,009筆だったと思いますが、その署名も出されたもので。相川温泉についてはその業者がやれないということが早くも出ているということで、市民厚生常任委員会でも対応していたわけですが。これも同じように結果的に、議会としては今のこの局面でこうすべきだという対案というか、やっぱりそれを示さないと、結局だったら、だったらいくことになるし、市としても結局多くの意見があり過ぎて、どう調整していいか分からないということもなっているようにも見えるのですが、その辺どうなのか。

例えば昨年12月の決算審査では、協議会自身が事務局になっている問題、そしてもう一つは抜本的な事業の見直しを求めるということで強い意見もついてきている。こういう経過を見てみると、議会としても一定程度の対案をやっぱり示すことが、執行部に対して議論を深めることになるというふうに思うのですが、その辺はどうですか。

○議長（佐藤 孝君） 山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 中川議員の2回目の質問にお答えをいたします。

おおむね当委員会として意見をまとめ、対案を執行部に示すべきではないのかというようなお話だったと思いますが、まず子育て支援につきましては、まさにこの当初予算の段階でこのような議案といいたしうか、政策が示され、本当に各委員けんけんがくがく、時間をかけて質疑等をさせていただいたところでございます。ですので、委員会としてまとめるというよりも、各委員から様々な請求をした上で、当然委員会として一致するような点もありましたが、まずは課題の洗い出しというようなところでまず執行部に投げかけ、それに基づいた形で執行部として検討していくという考え方でございます。

あと、4月2日以降に生まれた子供が対象になるということだと思われるのですけれども、4月2日以降に生まれた子供に対しても一応対象にはなっているのですが、この意見にもつけさせていただきましたが、遡って支給対象にするという対応を取りたいというふうに執行部のほうで説明がありました。温泉施設につきましても、本当にワイドブルーあいかわについては、これまでの定例会、委員会で現状進捗と、常に執行部に対して状況を確認したところでございますが、やはりどうしても時間がかかるといったところの部分でございますので、そこは慎重に丁寧にやっていくということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうしますと、前段の子育て支援の関係についてはまだ要綱が確定をしていないので、要綱はできた段階で遡及するという理解でいいのかということです。どちらにしても、これは執行部、今の話を聞くと執行部がちょっとだらしなかったのか、議会がだらしなかったのか、ちょっと判断はつきかねますが、ただやっぱり議会というのは批判と監視もしますが、きちんと提案もしていく、それで話し合いしていく中ですり合わせるということ、私はこの問題には要ったのかなというふうに思いますが、どうですかと。

2点目の健康保養センターの関係ですが、例えば今相川温泉のこと言いましたが、相川温泉なんて昨年

度の初めぐらいからもう駄目になってどうなるというような流れがずっと来て、このままいくとまた4年間引っ張っていくのかなぐらいに思うわけなのだけれども、今回の市長の5つの重点施策というところでも、健康寿命の延伸に温泉の施設を位置づけるということならば、また違った方策もあるのだろうと。だから、そこはやっぱり議会として、解釈と言うとおかしいですが、しっかりした対案がやっぱり必要なのではないか、決算審査の意見やこの間の意見からいうと。その辺どんな議論だったのか、お尋ねしておきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 子育て支援につきましては、明確な要綱というものではなく、執行部が考えた概要という形での説明がございました。それで、本当に各委員からまさに提案といった形での意見の指摘もさせていただきました。そういったところで、執行部としてそれをしっかりと議会の意見として持ち帰り、検討していくということになるかと思えます。

相川温泉の件なのですけれども、確かに長い間ワイドブルーあいかわが休止といたしますか、運営をしていないといったところの中で、執行部としましては地元の温泉施設、日帰り入浴施設、こちらに500円で市民が利用できる方策を取ると。ワイドブルーあいかわの料金が500円というところで、基本的には相川の日帰り入浴は500円以上かかるのですけれども、あくまでワイドブルーあいかわに入浴できるということで、入浴施設、市民の方にも負担が増えない形での支援を行うという形で今回当初予算で経費が計上されているというところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 次に、産業建設常任委員長に対する中川直美君の質疑を許します。

○18番（中川直美君） 産業建設常任委員長にお尋ねをいたします。

連日のようにコロナ問題はテレビでも報道されていて、変異株の問題などいろいろあるのですが、佐渡の場合はたまたま感染流行地ではない。ただ、新潟県としてはちょっと増加傾向ということで今報道されているわけですが、今後のコロナ対応についての地元業者への支援策や対応はどうかと。先ほど言いましたが、今年度の市長の柱の中では起業成功率ナンバーワンの島を目指すということなのですが、その辺との兼ね合いでどうなのかはお尋ねをしておきたいと思います。

2点目は、飛行機、航空路の対応についてどのような議論がなされたのか。これが促進協が出している、3月10日出しているもので、トキエアのことが、これ詳しく載っているわけですが、こういう状況、分かっている人は分かっているのだけれども、市民的に見ると果たしてどうなのかと。本来協議会そのものでいうと、2,000メートル化を目指すという問題なわけで、これは極めてタイムリーというか、切実でどうなるかという課題なので、意見が出ていないのでお尋ねをしておきたいということでございます。

3点目は、観光交流機構の体制についてです。実働部隊が、早くても5月以降でなければ公表されないみたいなこともあるわけですが、最後のほうで市が積極的な関与が必要との意見つけているわけですが、これ具体的にはどのように関与しろということをお願いなのか、お尋ねをしていきたいと思えます。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

産業建設常任委員長、駒形信雄君。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川直美議員の質問に答えさせていただきます。

まず、地元業者への支援、対応、こういったものがどのようになっているのかということでございますが、本委員会の所管の中で新年度予算に計上されていたコロナ対策、これは2つありまして、1つ目に、交通事業者に対する支援、2つ目に雇用関連の支援ということがあります。1つ目の二次交通支援事業として、旅行者が島内で貸切りバス、タクシー、レンタカー等を利用した場合に、交通事業者に対しての補助するものとなっております。この事業は、昨年7月だと思いますが、臨時会の補正予算でも計上されておりまして、同じようなスキームになっているということでございます。また、小木一直江津航路の促進も併せた対策として、同じような事業計上としてあります。2つ目、雇用関連の支援は、緊急雇用安定助成金などで継続事業として計上されているところでございます。

2番目の航空路対策についてですが、審査では佐渡新航空路開設促進協議会負担金や新潟空港新潟港ターミナルアクセス改善事業負担金など、例年と変わらない予算であることを確認しておるところでございます。資料として、新潟県と連携し、トキエアの事業開始に合わせた佐渡空港再開を強く推進していくということもうたっておりますが、本委員会の中ではそれ以上の深い審査は行っておりません。

もう一点、3番目ですが、観光交流機構の体制について市が積極的関与ということでございます。特に皆さんご承知のように、本年に入って嘱託職員の不祥事と専務理事の退任という人員の欠員がございました。佐渡市から佐渡観光交流機構へ委託している事業も多いことから、4月からの事業の遂行を心配する声も委員から数多くありました。組織体制の強化や、佐渡市も負担金を出しているため、佐渡市の指導監督が必要ではないかと、そういった観点からこういった意見を付したものでございます。

以上になります。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 1点目のコロナ対応ですが、島根県知事がちょっと話題になりましたが、感染流行地だけではなくて、流行していないところでも似たような影響が出ているのだと。消費税増税とコロナで経済が本当に疲弊しているということでいうと、今後、今年度に至っては補正予算の組み方、あるいは3億7,000万円の本省繰越をやっぱり使った対応が私は要するというふうに思うのですが、ぜひ起業ナンバーワンという、それはそれで否定はしませんが、やっぱり既存の、消え行くかもしれないが、地域に貢献している小規模事業者をやっぱり必要だというのが市のスタンスですから、その辺は十分必要だと思うのですが、審査をしたかどうか。

2つ目、航空路の関係です。例年並みの予算で私駄目だというふうに思っているのです。やっぱり起業の問題、移住の問題考えたときに、交通体系というのはやっぱり要るし、ここの促進協のこれでもトキエアについて簡単に紹介させていただきました。再開に向けて島民の皆さんのご協力をお願いしますというふうに、こういうふうに出ているわけですから、やっぱりもう一歩足を踏み込んでいく行政のスタンスが要ったのではないかと。もちろん言うまでもありませんが、これ県営空港ですから、県がしっかり予算を持つということが第1には言えるのですが、例年並みで今のこういった局面に対応できるのかどうかということです。

3点目です。観光交流機構、DMOの関係ですが、この制度の立てつけは一般のものと国の立てつけで、市が入って委託をしてやると。理事に今市長が入っていて、補助金出しているこの顔のかい市長がいるのに、ほかの理事がいろいろ文句は言えないというような感じが私はあると思うのだけれども、そういっ

たところの関係はやっぱり整理する必要私あると思うのだけれども、そういう提言はなかったのかと。先ほど言いましたが、12月の議会の決算審査では、委託事業についてはチェック機能が不十分であるというふうにしていますか。内部の監査業務の体制及び市の監査を充実させると、こうなっているのですが、もう少し踏み込んだこの審査、どういうふうにしろという提言みたいなのはなかったのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川議員の質問にお答えいたします。

特に小規模事業者というのは、おっしゃるとおり懸念がございます。そのほかに地域振興課においても、今後飲食店に対する新しい生活様式に対応した、支援を検討しているということでもございますし、観光振興課においても感染対策を取り入れた各種イベントの復活や、佐渡に来た修学旅行生がもし万が一発生した場合の対策をどのようにするかという、そういった検討もされているということもございます。そういった状況を踏まえて、当委員会としても今後注視しながら審査をしていきたいと思っております。

それから、2番目、交通関係ですが、現時点での対応ということですが、これは先ほど申しましたように深く議論をしているわけではございません。もともと以前航空会社立ち上げのための負担金を佐渡市も出すべきではないかという陳情もございまして、審査をしたところでございます。今後実際に東京から本店が新潟に移るということで、資金調達も含めて検討中であるということもございますので、そういった動向を注視しながら我々としても見守っていききたいと、そういうふう考えておるところでございます。

それからあと、3番目のDMOの関係でございます。当初DMOに市長が理事長に就任云々のような話もございましたけれども、市が関与することは好ましくないということもございます。当市は市長が関与することということ。現在組織の強化を優先すべきと考えておりまして、市からの多くの委託事業があります。こういったことをしっかりとチェックをしながら進めていく状況が非常に大事であるというふうに思っておるところでございます。今後、組織体制というのも、要は立て直しを図ってしっかりと業務の分担を図っていくという説明ございましたので、それを注視していききたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） これより議案第34号 令和3年度佐渡市一般会計予算についてに関する討論に入ります。

中川直美君の賛成討論を許します。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

○18番（中川直美君） 日本共産党市議団の中川直美です。渡辺新市長の年間を通しての新年度予算について、黙っておくわけにはいかないということで賛成討論をいたします。

まず何よりも、この現時点の局面はコロナ感染防止による市民の命と暮らしを守って、コロナ禍で受けた様々な苦難を救済することに全力を尽くすべきが政治の使命であるということ強く述べたいと思います。先ほど質疑の中でも言いましたが、今年度は6つの柱、5つの重点施策ということで取り組むわけがあります。先ほど総務文教常任委員長の報告にもありましたが、まだ今年度は15か月予算ということもあって、本省繰越でまだ使われていない予算が3億7,000万円です。ぜひこういったものを使って、今後の動向もありますが、市民の暮らしをしっかりと守っていく、そういう立場で取り組むべきだということをま

ず強く述べておきたいというふうに思います。

具体的に今年度予算について言及をいたします。先ほども少し言いましたが、人口減や産業振興で、そして生まれてくる子供や多子世帯への思い切った子育て支援、島外からの起業支援などについては評価をします。ただ、島内の既存業者や自営業者への対応も積極的に取り組むべきであることを強く指摘をしておきたいと思います。2016年の佐渡市中小企業・小規模企業振興条例では、先ほども言いましたが、地域から消えてしまいかねない小規模事業者の価値を見だし、行政として振興する責務を規定した条例を自らつくったものでありますから、ぜひその精神に立ち返るべきだということを強く述べておきたいと思います。

3点目には、高齢化の問題です。高齢化率は全国の30年先を行っているわけでありますから、高齢者の多い島で介護問題や高齢者問題は極めて切実な課題であります。特に特養入所待機問題などは、いつになっても、400名。いつになっても解決していません。ぜひ今回思い切って足を踏み出したような子育て支援の挑戦のように、高齢化問題や、今国の政治が福祉を切り捨てている中で地域をどう守っていくかということで、国の制度任せにするのではなく、果敢に挑戦すべきであり、市政に大きく位置づけるべきだということを強く訴えておきたいと思います。

具体的に市政問題について言及をいたします。1つは、この間あまり問題になりませんでした。新潟県政との関わりについて3点述べます。ちょうど3月3日付で、佐渡出身の県会議員の県政報告が詳しく出ておりましたので、その点に触れながら指摘をしておきたいと思います。

まず1点目は、佐渡の空港問題です。先ほどもありましたが、トキエアの就航問題について、県知事は何と言っているかということ、地方自治体である佐渡市が主体となり、地権者からの用地同意取得に取り組んでおりというふうに書いてありますが、あれは県営空港であり、本来もっとしっかり県が持つべきだというのが佐渡市のスタンスでございます。そういった点では、県がこのような答弁をしているということは私は看過できないということで、この問題でもしっかり県営空港としての県が責任を果たすべきだということを強く主張すべき、道理を通すべきだというふうに思います。トキエアの問題でいえば、本来、空港拡張そのものが協議会の使命でもございますから、そういった点でも抜本的に力を注いでいく、そのことが移住問題などにも大きくつながっていくと考えます。

2点目です。佐渡航路の船の問題でございます。昨年の債務超過への3.6億円の増資支援で大株主の仲間入りをしました。今後、小木航路のカーフェリー、両津のカーフェリー、ジェットフォイルの新造船問題は、極めて佐渡の発展や市民の暮らしにも大きく関わる問題であります。先ほどの県政報告によりますと、知事は、重要な航路であり、船舶更新を含め、県として検討したいと、このように言っているそうであるから、まさにこの問題では県にも主体的に果たしてもらおうよう、積極的に働きかけるべきだ、このことを述べておきたいと思います。

3点目は、最近話題になっておりませんが、医療圏、佐渡病院建設の関わりであります。県内7つの医療圏のうちの一つの佐渡圏域については、県立病院がないのは言うまでもありません。7つの医療圏の中で単身高齢者世帯の割合がずば抜けて高いというのが7つの圏域での佐渡の大きな特徴でございます。この問題について、今日の県政報告では知事は何と言っているかといいますと、建設計画の進捗状況を見ながら、支援をどうするかということに対して進捗状況を見ながら対応を検討したいというふうに言ってお

ります。県の医療圏との関わりでは、厚生連病院建設のときに佐渡市が30億円、そのとき県との交渉では、県はあれは市の病院ではないから建てないのだと言ったのが当時の県のスタンスですし、前市政でもそのことは何度も言っていたわけであります。今回は市の病院でありますから、7つの圏域の中の一つとして、県が制度以外の支援があってもおかしくないというのがこの間のスタンスだというふうに思うので、そのことも強く言うべきだということを指摘しておきたいと思えます。

2つ目は、市長も合併市町村の弊害としている周辺部の衰退に対応した、支所や行政サービスセンターを行政と住民の拠点にしていくということについてであります。昨年来、合併特例債活用に伴う庁舎整備でも、中央だけがよくて、支所等の周辺部が置き去りにされるという論も見られました。また、本庁整備で支所をなくす方針などという誤ったことも流されましたが、しかしこれはまさに合併以降の周辺部が衰退していることへの市民の声だというふうに捉えるべきであります。

具体的に制度設計で指摘をします。支所長や行政サービスセンター長は、規則第5条では上司の命を受け、やるということになってはいますが、現在各地区の教育事務所長も兼務をしております。そして、支所長や行政サービスセンター長は、市長部局では上司が副市長、教育委員会部局では上司が社会教育課長です。さらに、市は行政サービスセンターと同じ性格を持っていると言われている金井地区支援室は、金井地区では市長部局では上司が総務課長だそうでございます。こういったことはきっちり整理をしないと、私はいけないだろうと。さらにここに地域おこし協力隊やOB、企業、大学等も入れるというわけですから、しっかり整理をすべきだということを強く述べておきます。

時間が長くなったのではしよりますが、最後に予算計上の在り方について一言申し上げておきます。総務文教常任委員会の予算審査では、先ほど述べた支所等で地域を拠点化する地域協力隊の予算は10人ほどということでしたが、人件費は半分しか計上していないことが明らかになりました。また、子供たちの全国大会への必要な基本ルールをつくるというふうに市長も定例記者会見等と言っていたのですが、まだ制度ができていないが、一円も目を起こしていないということでございます。これらは、会計年度における収入及び支出は、その予定額の全額を歳入歳出予算に計上しなければならないという総計予算主義の原則に反しております。もっと言い方を変えれば、財政民主主義の原則に反するという基本中の基本であります。執行部から見れば予算は見積りにすぎないということでありましょうが、議会側は歳入予算は長に対して支出する権限を与えるとともに、執行機関を拘束する法的性格を持つものでございますので、ぜひこの点はしっかり守るべきだということを強く述べておきたいと思えます。

地方自治法138条の2では、執行機関は当該普通地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し執行する義務を負っていると、ここに執行権の意味がありますので、この立場でやるべきだということ述べておきます。

最後に、1年前の市長選挙では5人が立候補ということで、大変大激戦でした。昨日ちらっと見たら、市長の下の人と600票余りの差でしかなかった。つまり、そういう点でも1年前をしっかりと思い起こして頑張ってくださいたい。一生懸命ひっくり返したらこんなものが出てきましたが、市民と議会との対立をやめて、市民と議会、対話の姿勢と。まさにこの姿勢をつくっていくべきだ。これまでは、上で決めたことを住民に従えというような姿勢が私は多かったというふうに思えます。ぜひ市民と対話をして、新しい

未来を切り開いていくべきだということを強く述べて、私の賛成討論といたします。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君の賛成討論は終わりました。

議案第34号についての討論を終結いたします。

これより議案第34号 令和3年度佐渡市一般会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第34号を除く総務文教常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで換気のため、15分間休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時53分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市民厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

山田市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 山田伸之君登壇〕

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 委員会審査報告。

本委員会付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第109条の規定に基づき報告します。

議案第7号 佐渡市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正に伴い、新型コロナウイルス感染症の定義を改めるため、佐渡市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第8号 佐渡市畑野ゲートボール場条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、旧畑野町において設置したゲートボール場について、施設が利用されておらず、老朽化しているゲートボール場を廃止するため、佐渡市畑野ゲートボール場条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第9号 佐渡市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険関係法令の

改正に伴い、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間の第1号被保険者の保険料等を改めるため、佐渡市介護保険条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第10号 佐渡市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第11号 佐渡市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 佐渡市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議案第13号 佐渡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、以上4議案は、介護保険関係法令の改正に伴い、国の定める基準が改正され、業務継続計画の策定及び感染症対策に関する措置等が図られることに伴い、市が指定する地域密着型サービス事業等について所要の改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第14号 佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護保険制度改正による居宅介護支援事業の人員基準の変更に伴い、特別養護老人ホーム歌代の里の居宅介護支援事業を廃止し、介護老人保健施設すこやか両津の居宅介護支援事業に統合するため、佐渡市特別養護老人ホーム歌代の里条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第15号 佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、介護老人保健施設すこやか両津において事業を休止していた短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業について、利用者等の動向を踏まえて事業を廃止するため、佐渡市介護老人保健施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第35号 令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について。本案は、令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億5,400万円とするもので、前年度当初予算と比較して1億800万円、率にして1.8%の減となるものであります。主な内容は、適切な医療の提供を行うための保険給付費及び新潟県に納付する国民健康保険事業費納付金を計上するほか、被保険者の健康の保持増進を図るための保健事業費を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第36号 令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について。本案は、令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,480万円とするもので、前年度当初予算と比較して1,600万円、率にして0.2%の増となるものであります。主な内容は、事業の運営主体である新潟県後期高齢者医療広域連合への納付金に係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第37号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計予算について。本案は、令和3年度佐渡市介護保険特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億7,350万円とするもので、前年度当初予算と比

較して4,990万円、率にして0.6%の増となるものであります。主な内容は、被保険者の状況、介護施設及び居宅サービスの利用者の動向を基として、介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業並びに任意事業に係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。第8期介護保険事業計画の策定に当たり、必要な保険料基準月額額は6,400円と見込まれるところ、コロナ禍で厳しい状況を考慮し、介護給付費準備基金を約1億8,000万円取り崩すことで、基準額を月額6,200円と据え置いたことは評価する。今後においても、基金残高とのバランスを図りながら、市民の負担軽減に努められたい。

議案第39号 令和3年度佐渡市歌代の里特別会計予算について。本案は、令和3年度佐渡市歌代の里特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,420万円とするもので、前年度当初予算と比較して190万円、率にして0.4%の減となるものであります。主な内容は、特別養護老人ホーム歌代の里への施設入所及び短期入所等の介護サービスに係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第40号 令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について。本案は、令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億420万円とするもので、前年度当初予算と比較して3,190万円、率にして5.1%の減となるものであります。主な内容は、介護老人保健施設すこやか両津への施設入所及び短期入所療養介護等の介護サービスに係る費用を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。稼働率は平成30年度が87.8%、令和元年度が87.9%、令和2年度は88.6%と微増ではあるが、いまだ赤字体質から脱却できていない。令和3年度も一般会計から約1億7,400万円の繰入金を計上していることから、引き続き収支改善に努められたい。

議案第45号 令和3年度佐渡市病院事業会計予算について。本案は、令和3年度佐渡市病院事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額を14億8,583万1,000円、支出の予定額を18億8,759万6,000円とし、資本的収支では収入の予定額を8億4,504万円、支出の予定額を7億2,391万6,000円とするものであります。主な内容は、地域医療を確保するため経営の効率化に努め、経営の安定化を図るもののほか、新両津病院建設に係る両津文化会館の解体工事及び実施設計の業務委託料を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会において付した意見は次のとおりであります。

意見。両津病院にあっては、コロナ禍という厳しい状況の中、入院の診療収入が前年度比約3,700万円の増収となっており、収支改善に向けて努力していることを評価する。令和3年度に地域包括ケア病床へ36床転換する計画となっており、さらなる収支改善が期待される。地域医療サービスの向上が十分に図られるよう万全を期されたい。令和元年9月に厚生労働省が全国の公立・公的病院1,455病院のうち、再編統合の再検証の対象として424病院を公表し、両津病院もその一つとなった。これを受けて再検証を行った結果、両津病院の病床数並びに診療機能は現状を維持すべきとの結論に至った。よって、両津病院の役

割を国県に訴えるとともに、地域に必要とされる新両津病院の建設に向けて鋭意邁進されたい。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で市民厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第37号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計予算についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 来年度から佐渡市高齢者保健福祉計画、第8期介護保険事業計画が進むわけであり、その点で聞いておきたいというのであります。

総務文教常任委員会の所管でもありましたが、地域包括支援センターの委託を来年度から行います。そこにおいては課題がきちんと整理をされているのかということ、まず1番目です。地域包括支援センターの運営については、公正中立を確保する観点から、この公正中立が大事なのですが、市町村の責任を明確化するとともに、地域に根差した活動を行っている在宅介護支援センターの活用も含め、地域の実情に応じた弾力的な設置形態を認めることが重要であります。運営においては総合生活支援相談業務の業務量が多いということ、2つ目には人材確保が課題、スキルもないということが全国的にも指摘をされているわけですが、介護問題や高齢者対策を進める上で、直営時と比較をして問題はないのかということでございます。

2つ目、平成30年度改正で、センターの運営等について評価結果に基づく体制整備が規定されているが、民間に任せてやることのできるのかということです。

3点目、特養入所待機者問題、在宅介護問題等の切実な課題があるわけですが。地域包括支援センターというのが国の施策を進める要の中では極めて重要な位置を占めるというふうに思うわけですが、今年度4つの包括圏域から5つの圏域に変えるということも含めて、具体的にどのようになるのか、それに対応できる予算となっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、中川直美議員の質問にお答えをさせていただきます。

地域包括支援センターが直営から委託に出すことによって問題点はないのかということでございますが、まず平成28年度から、この地域包括支援センター、本年度まで高齢福祉課内に市の直営の地域包括支援センターを設置してきましたけれども、これは令和2年度を目標期間として、行政と民間機関の連携機能強化、人材育成、担い手の法人の育成等に取り組んできたところでございます。今回目標期間が終了し、目標効果が図れたということで、令和3年度から直営の地域包括支援センターを廃止して、民間委託をしたいというふうな説明を受けております。この地域包括支援センターを外部委託することに伴いまして、市の高齢福祉課内に地域包括ケア推進室、こちらの機能強化を図り、地域包括支援センターの基幹的役割を維持した上で、これまでどおり4つの地域包括支援センターを設置することで、連携を図りながら、より市民の方の身近な包括支援センターを運営していくという方針になるということでございます。

続きまして、平成30年の改正で、センター運営等の評価の結果に基づく体制整備ということでございます。

すが、こちらのほうの直接的な審査は行っておりませんが、評価の結果ということで、保険者機能強化推進交付金の評価結果並びに介護保険保険者努力支援交付金の評価結果というところでの評価結果についての佐渡市の説明は受けているところでございますが、直接的な審査というものは行っておりません。

3番目の特養入所待機者問題等についてでございますが、当委員会におきましても待機者問題についての指摘をさせていただきました。執行部からは、令和2年10月1日現在、特別養護老人ホーム待機者数なのですが、申込者の総数が449人、そのうち執行部として捉えている真に必要な方、要介護4以上で在宅入院など早期に特養に入らなければならないという方につきましては、132人というふうになっているという説明を受けました。これにつきましては、介護保険事業計画の中では歌代の里の建て替え、あとは認知症のグループホームの建設、これを8期中に予定をしているということでございます。新たに特別養護老人ホームをもう一つ造るということになったとしても、結果、介護人材の不足によって各施設で人材の引っ張り合いになりまして、100床の予定になっても結局人材がないということで、満遍なく70床とか80床になってしまうということで、根本的な特養の待機者解消にはつながらないではないかというところにおきましては、やはり人材の確保が重要であるという点。あと、認知症の高齢者の増加などに対応したいということで、グループホームの設置の計画なんかを持っているという説明がありました。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ちょっと後段のほうからいきます。

400人が入所待機者がいて、真にというのをを使うのだけれども、これは厚労省が言い出したのです。保険ですから、保険契約として、介護3だろうが、2であろうが、保険契約だから、入りたいということになれば入る、やるというのが保険なのです。ところが、厚労省は施設造るの嫌なものだから、400人いるのだけれども、いざ入りますかといったら断る人もいるだろうというようなことで、真にという言い方をしているものであります。

佐渡市は単身世帯が多いですから、入りたい方いっぱいいると思うので、そこで聞くのですが、先ほど言った、佐渡で事業をやっている方が今度地域包括支援センターやる、先ほどこう言いましたが、公正中立を確保する観点というのは、介護はもうサービス産業化になっていますから、包括のさじ加減と言ったらなんだけれども、それによってどっちにやるかということも可能というような側面もあるから、これは附帯なのですが、公正中立という点で問題ないのか。これまで直営といいます、事実上、社協からの出向でしたから、人件費そのものはそんなにかかっていないわけで、今度は逆に、社協ではない福祉法人にやったときに、それも含めてやっていけるのかということなのですが、どうなのか。

先ほど冒頭にも言いましたが、包括は非常に業務量が多くなっていて、もう大変だというのが1つなのです。8050問題、80歳の親が50歳のひきこもりの子供を見るというような問題もあって、そういったものも含めて受けるよろず相談所ですから、そういう意味でいうと人材の確保、この2つが極めて困難だと言われているわけなのですが、本当に大丈夫かということなのですが、どうですか。

その改正の問題ですが、ここに改正の条文も持っているのですが、今年度の改正のことで言いましたが、包括圏域から日常生活圏域に変える、つまり旧市町村単位ぐらいに変えるというのです。そのときに生活支援コーディネーターが、佐渡市も配置をしているでしょう。今年度の改正の中で認知症の地域支援員、

生活コーディネーターの部分が頑張ってくださいと、僅かだけでも、予算で金くれるみたいになっているわけで、生活コーディネーターと地域包括支援センターの絡み、そして今回4か所から5か所になったけれども、やっぱり無理があるのではないかと。市の事実上の地域包括ケア推進室も、包括を担うようにするのだとしたら、私はこれも地域包括支援センターという枠で置いてもよかったのではないかとこのように思うのですが、その辺どうなのかと。

最後に、本年度の介護保険事業計画、まだ確定はしていないようですが、推進体制が114ページにありますが、私この推進体制ではなかなかやれないのではないかなと思うのですが、その辺はどうか、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 今回委託するところが公正公平が保たれるかどうかという点でございますけれども、執行部としてはいろいろと法人を当たってみたという説明がありまして、例えば社会福祉協議会、こちらのほうについてはやはり人材の確保が難しいという回答があったという話がございましたし、今回愛宕福祉会、こちらのほうへ委託をするわけですが、こちらのほうでは検討してやっていきたいという回答があったというところで、今回愛宕福祉会のほうへ委託をするということでございます。

人材の確保というところですが、まさに議員おっしゃるとおり、介護福祉のこの分野における人材確保というものが喫緊の課題となっております。様々な政策の中で、当初予算のほうにもありましたけれども、人材確保の支援のスキームが盛り込まれておりますので、意見もつけましたが、しっかりとこの事業を活用して人材確保に当たられたいということでございます。あと、地域包括支援センター等様々な事業との取組等、詳細なところまで当委員会のほうでは審査は及んでおりません。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 1点聞きます。

こういったものをやる時、プロポーザルとかで公平性を保つわけなのですが、その辺はどうして。先ほどの話だと人材がいないからということになると、結果的に随契みたいな話になるわけだけでも、問題ないのかということが1点です。

あと、今回はこれまでの直営から民営にはやるのだけれども、5つの圏域、5つのセンターをつくるというような建前も私はあると思っています。そういう意味でいうと、市の直営が3人というのはちょっとこれ無理があるのではないかと。主任ケアマネジャーがいないみたいなものも含めて。その辺は十分審査をされたのか、またどうなのか、お尋ねをして終わります。

○議長（佐藤 孝君） 山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） では、中川直美議員の3回目の質問にお答えいたします。確かに高齢福祉課には地域包括ケア推進室、3人ということで、それぞれ子供から障害者、高齢者までの重層的なワンストップ相談窓口ということで、精神保健福祉士、社会福祉士、保健師、この3名ということになっておりますが、まず令和3年のこの体制で行いながら、当然やはり人材の確保というものが課題となっていておりますので、今後、人員の確保等も含めて対応を取っていくということになるかと思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 次に、佐藤定君の質疑を許します。

佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） 私のほうから、同じく介護保険特別会計についてお伺いいたします。

まず、3点ほどお伺いいたします。現在市直営で運営されている中央地域包括支援センターを民間事業者に委託することは、市民にとってサービスの低下につながらないか、なぜ委託するか、委託することの効果はどうかというのが1点目。

2点目、地域包括ケアシステムにおいて、地域包括支援センターでの行政の役割について議論をされたか伺いたい。

3点目、民間委託により地域包括支援事業費の費用対効果の検証はされたかお答えください。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、佐藤議員のご質問にお答えいたします。

先ほどの質疑の中でもお答えさせていただきましたが、改めまして委託、サービス低下につながらないか、なぜ委託するのかということでございますけれども、地域包括支援センターを外部委託することは、平成28年度から5か年計画ということで計画を立て、その期間、行政と民間機関の連携機能強化、人材育成、担い手法人の育成等に取り組んできたということでございます。サービス低下につながらないかということでございますけれども、現在の直営の地域包括支援センターの職員というものは、市で確保していない主任ケアマネジャー等専門職を全て民間法人からの出向職員で運営をしております、直営地域包括支援センターを民間委託した場合でも、これまでと変わりなく民間の運営経験、人材の活力を生かした運営ができるというふうを考えているというところでございます。

2番目の地域包括ケアシステムにおける行政の役割ということですが、民間委託したから市では何もなくなるかということではなく、高齢福祉課内に地域包括ケア推進室ということで、包括支援係3名、精神保健福祉士、社会福祉士、保健師、この3名を置いて機能強化を図っていくということでございます。子供から障害者、高齢者までの重層的なワンストップ相談窓口を置くとともに、各地域包括支援センターの連携、取りまとめ、相談ということも中央で行っていくということでございます。

3番目の民間委託により費用対効果ということですが、費用対効果という角度からの審査は行っておりません。どのような形で島内のニーズに応じていくのかという体制での審査を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） それでは、二次の質問に移りますが、地域包括支援センターは市町村が設置主体となって、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等を配置して、住民の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民を包括的に支援することを目的とする施設というふうにして介護保険法で規定されております。ある意味、人の一生の生まれてからお亡くなりになるまで、人の一生に関わる重要なことをやる場所だと私は認識しておりますが、これを一民間業者がやれるのか、お答えいただきたい。

○議長（佐藤 孝君） 山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） 2回目の質問にお答えをさせていただきます。

東地域包括支援センターや西地域包括支援センター等では、社会福祉協議会、いわゆる民間のほうでも既に取り組んでいるところでもあり、当然のごとく、先ほど申し上げましたとおり、市の直営で中央に地域包括ケア推進室というのを設けながら、市と民間との連携強化に取り組みながら様々な課題に取り組んでいくということであると理解をしております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 佐藤定君。

○4番（佐藤 定君） それでは、もう一点。業務の外部委託によりまして、地域包括支援センターの経験が蓄積できず、専門性がより失われないか。結果として、住民生活の実態を把握し、課題を整理し、目指すべき方策を考える自治体としての行政能力自体が弱まらないか、この点については議論されたかお答えください。

○議長（佐藤 孝君） 山田市民厚生常任委員長。

○市民厚生常任委員長（山田伸之君） それでは、3回目の質問にお答えいたします。

今先ほどご指摘のあった点、深いところまでは踏み込んで審査しておりませんが、今回愛宕福祉会に委託をする場合においても、まず市から保健師、社会福祉士、この2名を出向という形で、まず出だしの部分をしっかりと市としてもサポートしながら、きちんとした運営体制が図られるよう市としてもしっかりとサポートしていくという説明を受けております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 以上で議案第37号に関する委員長質疑を終結いたします。

これより議案第37号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計予算についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま議決いたしました議案第37号を除く市民厚生常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、産業建設常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

○議長（佐藤 孝君） 駒形産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 駒形信雄君登壇〕

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） 委員会審査報告。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第109条及び第143条の規定に基づき報告します。

議案第16号 佐渡市相川民話の館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について。本案は、相川民話の館を地元の認可地縁団体に無償で譲渡するため、佐渡市相川民話の館の設置及び管理に関する条例を廃止するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第17号 佐渡市露店市場管理条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、新穂地区で行われている定期露店市の安全を確保する観点から開催場所を変更できるように改めるほか、表記の統一による所要の改正を行うため、佐渡市露店市場管理条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第18号 佐渡市漁港管理条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、漁港施設占用料の一部について、本市が準拠している新潟県漁港管理条例の一部改正により単価の改正が行われたことから、それに準拠した単価とするため、佐渡市漁港管理条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第19号 佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、市道の道路占用料について、本市が準拠している新潟県道路占用料徴収条例の一部改正により単価の改正が行われたことから、それに準拠した単価とするため、佐渡市道路占用料徴収条例の一部を改正するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第20号 財産の無償譲渡について（相川民話の館）。本案は、相川民話の館を地元の認可地縁団体に無償で譲渡することについて議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第22号 市道路線の認定について。本案は、一般国道350号線国仲バイパスの整備に伴い、大和、貝塚、金井新保、千種地内で重複する区域の国道を市道として認定する必要があるため、議会の議決を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第38号 令和3年度佐渡市小水力発電特別会計予算について。本案は、令和3年度佐渡市小水力発電特別会計予算について、歳入歳出予算の総額を3,500万円とするもので、前年度当初予算と同額になるものであります。主な内容は、市が管理する土地改良施設の維持管理費等に充当するとともに、今後想定される小水力発電施設の修繕及び更新に係る積立金並びに維持管理費を計上し、その財源を売電料収入により賄うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第46号 令和3年度佐渡市水道事業会計予算について。本案は、令和3年度佐渡市水道事業会計予算について、収益的収支では収入及び支出の予定額を25億8,300万3,000円とするものであります。また、資本的収支では収入の予定額を14億6,055万6,000円、支出の予定額を22億769万4,000円とするものであります。主な内容は、有収率の向上及び安心安全で安定的な水道水の供給を図るために老朽管の更新や配水管等布設替え、施設増改良に伴う事業費並びに施設の維持管理費等を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。1、上水道施設の統廃合計画を早期に策定し、安定した水道運営及び水道料金の維持に努めること。2、施設の統廃合に併せて水質の改善も図ること。

議案第47号 令和3年度佐渡市下水道事業会計予算について。本案は、令和3年度佐渡市下水道事業会計予算について、収益的収支では収入の予定額を34億7,971万8,000円、支出の予定額を34億4,441万4,000円とするものであります。また、資本的収支では収入の予定額を15億4,022万4,000円、支出の予定額を22億5,452万3,000円とするものであります。主な内容は、公共水域の保全と浸水対策を図るために汚水及び雨水の管渠工事や処理施設に関わる工事費並びに施設の維持管理費等を計上するものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

なお、本委員会で付した意見は次のとおりであります。

意見。1、最低限目指すべき損益分岐点となる接続率の試算ができていない。企業会計の基本であることから、早急に試算することを求める。2、現状の対策では接続率の著しい向上が見込めない。長期的な視点では接続率の向上に勝る収支の改善はないため、大胆かつ柔軟な対応により大幅な接続につながるような対策を検討すること。

陳情第1号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情。本陳情は、最低賃金が低い地域では毎日フルタイムで働いても手取りが少なく、憲法が保障する健康で文化的な最低限度の生活はできないことや地域間格差によって労働力が都市部へ流出するために地方の人口減少を加速させて高齢化と地域経済の疲弊を招いていることから、これらの課題を解決するため、国に対して次の事項についての意見の提出を求めるものであります。

陳情事項。1、最低賃金を時給1,500円に引き上げること。2、全国一律とした最低賃金制度に改正すること。3、中小・零細企業への助成や融資及び仕事おこしや単価改善につながる施策を最大限拡充すること。審査の結果、陳情事項3について採択すべきものとして決定いたしました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 以上で産業建設常任委員長の報告は終わりました。

これより議案第46号 令和3年度佐渡市水道事業会計予算についてに関する委員長質疑に入ります。

中川直美君の質疑を許します。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 過去にも何度も取り上げているので、お尋ねだけをしておきます。

ここに書いてありますが、令和元年度の監査の決算審査の意見は本当に厳しい意見がついております。これも何度も紹介しましたが、現状のままの経営状態であれば、次世代に多大な負担を強いることになる。この問題を先送りすることは看過できないとまで、つけているわけであります。離島ですから、水道料金が高い、下水道料金が高いというのは致し方ないとは思っていますが、ただ当時の監査の意見では、水道の性質別費用の内訳を見ると委託料が33%も伸びてると。しかも、この委託料というのは随契が多いと。競争入札でないことによって負担が増えているという可能性もあると。業者の提案によると1,000万円ぐらい安くなるという提案もあるというふうにも伺っているわけなのですが、こういった問題は本年度は改善されているのかどうなのか、伺っておきたいというふうに思います。怒るばかりではなくて、意見では水質の改善も図ることといういい意見もついてはいるのですが、お尋ねをしておきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） それでは、中川直美議員の質問にお答えをいたします。

委託割合について、他自治体と比較して多いではないか、改善されているのかということでございます。水道事業の審査において、まず我々は水道料金の維持、それから一般会計からの繰入れ、施設の統合、水道水の硬度の件について、いろいろな角度から質疑がございました。全国でも、おっしゃるとおり、高い水準の水道料が現状であります。現行以上に上げないために施設の統廃合計画を早期に立てるべきであると。よって、硬度の改善も図ってもらいたいという意見が相次いでおり、付したものでございます。委託料のことについては、他自治体との比較というものはしてございません。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 貴委員会が意見をつけているように、施設の統廃合をしても老朽管の問題やいろいろなものがあって、これいつまでたっても無理なのです。だから、この水道公営企業会計の事業というのは、公務労働とはいうものの、民営化とは言わないけれども、例えば薬品の点検やいろいろなものというのは、これ競争による業務委託をしても、私は安価でやっても問題ないものではないかというふうに考えるわけですが、審査をしていないということならしょうがないですが、一応聞いておきます。

○議長（佐藤 孝君） 駒形産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（駒形信雄君） 令和2年度の当初予算、それから令和3年度の当初予算、ちょっと比較してありますが、確かに委託料は令和2年度に比べて5,000万円程度増えております。しかし、この内容というのは、実は令和2年度までは委託料ではなくて、手数料という計上がしてありまして、令和3年度から委託料ということに計上が変わられたものですから、そういった比較を見ると変わってきておると。監査のときもそのような状況であったと認識しております。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） これより議案第46号 令和3年度佐渡市水道事業会計予算についての採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 令和3年度佐渡市下水道事業会計予算についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、陳情第1号「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情についての採決を行います。

本案の採決は起立により行います。

本案に対する委員長の報告は一部採択であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤 孝君） 起立多数であります。

よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

ただいま議決いたしました議案第46号、議案第47号、陳情第1号を除く産業建設常任委員会付託案件について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 航路問題特別委員会の中間報告

○議長（佐藤 孝君） 日程第3、航路問題特別委員会の中間報告を行います。

会議規則第45条第2項の規定により、中間報告を行いたい旨の申出がありますので、これを許します。

航路問題特別委員長、中川直美君。

〔航路問題特別委員長 中川直美君登壇〕

○航路問題特別委員長（中川直美君） 航路問題特別委員会中間報告書。

本委員会に付託された事件について、会議規則第45条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

本委員会は当初、新潟一両津航路のジェットfoilぎんがの代替船建造における約7億円の行政負担を中心とした「佐渡航路の維持に関すること」を付議事件として、令和2年第5回（6月）定例会に設置されたものである。

令和2年7月7日に突如、直江津一小木航路において就航後5年しか経過していない高速カーフェリーあかね売却を中心とする佐渡汽船株式会社の経営改善策が公表された。さらに、コロナ禍による輸送量の減少も影響して債務超過という重大問題が発生し、同年10月には佐渡汽船株式会社が行政に対して支援を求めてきた。このことから、予定されていたジェットfoilぎんがの代替船建造は保留となり、事業者の債務超過に対する行政支援の在り方が議論の中心となった。

令和3年第1回（1月）臨時議会では、佐渡汽船株式会社が債務超過の解消を目的に発行する第三者割当増資の新株を取得するための補正予算3億5,793万2,000円を可決し、2月10日には佐渡市と佐渡汽船株式会社の間で今後の関係の在り方に対しての合意書を取り交わしている。これらの点を中心に本委員会として、中間報告を行うものである。

1、今回の行政支援は、高速カーフェリーあかねの売却を容認すると同時に、カーフェリーについて直江津―小木航路へ早期に導入することにより3隻体制を確保することを求めた令和2年(2020年)10月23日の4者トップ会談の合意事項及び佐渡汽船株式会社が示した債務超過からの脱却を目指す経営改善策の確実な遂行を前提に、上場企業である佐渡汽船株式会社の第三者割当増資による株式を取得したものである。そのことを前提に取り交わした合意書に対して、誠実に取り組む姿勢を佐渡汽船株式会社に強く求める。特に、合意書の合意事項にある「定期的な協議の場を設ける」及び「経営改善に関する情報開示」については、佐渡汽船株式会社が積極的に行うべきである。

2、佐渡汽船株式会社は、2020年12月25日付の「第三者割当による新株式の発行並びに主要株主の異動に関するお知らせ」において、「佐渡市が本第三者割当増資の割当先となることで(中略)新規事業の可能性が広がり、新潟県及び佐渡島への観光客誘致がより可能となる等、同地域の更なる発展に資する」などを記載しており、佐渡市と一体となった佐渡全体の振興につながることを強調している。この観点からも本土と佐渡をつなぐ唯一の公共交通機関として、その役割を果たすべきである。

3、平成23年、佐渡航路の在り方を協議する場として新潟県を中心とする対岸市を含めた佐渡航路確保維持改善協議会が設立され、今日まで37回開催されてきたが、設置要綱に記載されている目的や所掌事項のとおり機能していない。特に、新潟県と航路についての共通認識を持つ上でも極めて重要な協議会であることから、要綱の趣旨に沿って協議会が機能するよう、佐渡市が新潟県に働きかけることを求める。また、情報公開の点でも十分に機能させるよう、佐渡市が新潟県に働きかけるべきである。佐渡航路に関する意思決定の場がどこにあるのかが明確になっていないと思料することから、どの場が最終決定になるのかを明確にすることを望む。また、移動航路の維持は都道府県の責務となっていることから、新潟県がリーダーシップを発揮して積極的な対策に取り組むべきである。なお、佐渡市としては新潟県及び対岸市と連携することを地域公共交通網形成計画に盛り込むよう検討すべきである。

4、佐渡市は、今回の佐渡汽船株式会社に対する出資により、持ち株比率がこれまでの1.27%から10.53%となり、新潟県に次ぐ大株主となった。2月26日には、伊貝秀一副市長が取締役に就任するなどの異動がジャスダックから発表された。また、3月1日には部長級営業職の外部人材を公募していることから、経営の立て直しを図るために一定程度の対策が講じられているが、十分であるとは言い難い。佐渡市は、総合政策監を中心とした経営状況の監視体制を強化するなど、これまで以上に積極的な関与を強めるべきである。

5、カーフェリー3隻体制の整備やジェットfoilぎんがの代替船建造が差し迫っている中、令和4年にはカーフェリーおけさ丸の代替船建造を計画している。しかも、カーフェリーおけさ丸代替船の建造費は自己調達する方針と聞き及んでいるが、昨今のコロナ禍の状況を含め、経営が改善する見通しが立たないことには、事業の遂行は不可能である。佐渡市は、この課題にも積極的に関与するとともに、国や新潟県に対して、離島の公共交通に対する責任を果たすよう積極的に働きかけるべきである。

6、平成18年、佐渡汽船株式会社が債務超過に陥っており、その際には新潟県が大株主として検証等を行っている。当時の債務超過とは比較にならないほどの大きな金額の債務超過であることから、今回の債務超過に至った責任及び検証も平成18年当時と同様に新潟県が行うべきであり、佐渡市からも強く働きかけるべきである。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で航路問題特別委員会の報告は終わりました。

これより航路問題特別委員会の中間報告に関する委員長質疑に入ります。

金田淳一君の質疑を許します。

金田淳一君。

○16番（金田淳一君） それでは、質疑をさせていただきます。

中川委員長、先ほど当初予算の賛成討論の中でも、この航路問題について触れておられました。それは個人の考えだと思えますし、この場合は委員長としての委員会の考え方を示す場ですので、その方向に従って答弁いただきたいと思えます。

まず、1月の臨時議会、佐渡汽船に出資をする案件が主なテーマの臨時議会でしたが、そのときの説明では、債務超過の金額は14億円だというふうな説明を受け、平成18年の債務超過のときの新潟県、佐渡市、長岡市が負担した5対2対1の割当てに基づいて、佐渡市は3億6,000万円を支出するというふうなことになっていました。ところが、報道によりますと、決算短信等にも示されたのかもしれませんが、その14億円という金額が結果として違う金額になって説明をしておりますが、なぜそういうふうなことになったのか、実際はどのような金額なのかについてまず説明をお願いしたいと思えます。

それから、2番目ですが、指摘事項の4番のところカーフェリーの代替船のことについて指摘をされておりますけれども、この大きな建造費を必要とするおけさ丸の代替船を自己資本で調達するという佐渡汽船の方針ですが、現状コロナウイルス感染がまだまだ先が見えない中で、佐渡に渡っていただける人とか荷物、車とかの予想がつかない中でこれが本当にできるのかという正直な不安、私たちは持っておりますが、指摘事項では国や県にしっかりとお願いしなさいという指摘ですが、この辺りについてどのような審査をされたのか。

それから、あかねを売却するに当たって、私どもは市の執行部と一緒に考えとしてカーフェリー3隻体制が必要なのだということで、小木一直江津航路にジェットfoilが就航した後でも早期のうちに早いうちにカーフェリーに戻していただきたいということをお願いして今支援しているというふうに私は考えておりますが、その点についてはどういうふうな議論がされたのか。

それから、通告には示しませんでした。ジェットfoilの建造についても、今までの説明ですと、この3月までにはどうするのか、川崎重工との契約をどうするのかということが課題に上げられていたかと思えますが、その辺の審査はどうであったのか。

それから、3つ目ですが、佐渡市議会は12月定例会の初日に佐渡汽船株式会社の債務超過の行政支援にかかわる決議ということで、それから1月の臨時会でも、委員長報告の中で佐渡汽船の経営陣の責任についても問うています。昨年7月21日にこの議場で佐渡汽船の幹部、小川会長もお見えになって、議員の質問の中から、区切りのついたところで辞任をしますというふうな表明があったわけですが、最近の報道あるいは株式市場に対する説明の中では、会長は辞任しますが、相談役で残りますというふうなことが報告されておりますが、このことについては委員会としてどのように議論をしたのか。今まで大まかに3つの点、まず説明いただきたいと思えます。

○議長（佐藤 孝君） 答弁を許します。

中川航路問題特別委員長。

○航路問題特別委員長（中川直美君） 質疑者のほうから勝手にしゃべるなということできぎを刺されたので、ここにちゃんと答弁要旨を持っておりますので、これについて読んでいきたいというふうに思います。

分かりやすく言えば、お手元にある資料28ページを見ていただくと分かるのですが、実際の債務負担の額はどうなのかと、もともと10億円だったのかどうなのかということなのですが、28ページを見ていただくと、2020年12月期の決算短信がございます。報道では違う金額というのですが、例えば報道で言っているのは（2）、真ん中あたりであります、連結状態で純資産額のところで8億7,600万円と。連結状態では8億7,600万円です。裏をめくっていただきますと、真ん中にありますが、これあくまでも参考なのですが、個別業績の概要の中の参考で、個別財政状況というのが（2）があります。そこには13億5,000万円ということがございます。14億円というのは、まさに決算くくってみないと分からないのだが、裏にある13億5,000万円のことだという説明がございました。ただ、委員会の中では、もともと佐渡汽船そのものが、グループ会社も含めて頑張ってみると。それでも足りないので行政支援が欲しいと言ったのが建前ではなかったかという意見も出ていたことも申し添えます。

資料でもう一つだけ見ていただきたいと思います。佐渡汽船が経営改善をしたフローのところ、7ページを見ていただくと分かると思うのですが、7ページには臨時会の資料でグラフになっているところ、運輸完全子会社化というのも入っております。7ページ。つまり、我々として議会としては、受け止めとしては、全体としての債務超過と受け止めていたというような議論もあったということをつけ加えておきます。

2点目ですが、おけさ丸の代替船云々についてであります、具体的には審査はしておりません。十分な検討、審査はしておりませんが、新潟県と佐渡市は建造費を出さないと執行部が説明したことを答えるというふうにしてあるので、そのとおりに答えます。執行部はそのようにしております。また、長寿命化の提案などもありましたが、これは費用等がかかって妥当でないという旨があった状況でございます。

3点目ですが、責任の明確でございます。その都度その都度、責任は明確にするようにと伝えてきたわけではありますが、先ほど質疑者も言われたように、会長は辞任する旨を議員全員協議会で伝えておりますが、ほかの役員については議論をしておりません。新聞報道では代表権のない取締役になるとの発表がありましたが、当委員会では責任を取るためのものではないと判断をしております。執行部の佐渡市の方針としては、株主総会で役員の更迭役員人事の要求をしない旨の回答はございました。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） それで、この19日の県議会の席で話が出たそうですが、20日の新聞にも取り上げられておりますが、20日の報道で県は1.8億円の支援を見送ったというふうな記事が出てしまいました。支援額はそうすると8.6億円なのかなというふうに思いますが、これは委員会の審査終わってからのニュースなので、お答えは多分できないかと思いますが、そういうふうなことに関わる審査がされていたらご説明いただきたいのですが、先ほど委員長が説明されましたこの資料、7ページですか、佐渡汽船単体の純資産ブリッジというのが2019年12月期から2020年12月に対する棒グラフで示されています。この中で2020年12月期の経常損失が30億5,800万円、それから減損損失が6億9,900万円で、それを合計すると37億

5,400万円になります、要するにマイナスが。それを補うために2019年12月期にあった純資産が8億3,800万円、それから先ほど委員長も話がありました、資産を売却、それから運輸会社の子会社化、それから国の交付金など聞いていますが、その他の2億2,500万円を集めると5億4,800万円のプラスになります。それで足りないので、私たちの自治体、県と佐渡市が14億円を抛出する、それと劣後ローンの10億円ですとんとんすれすれで債務超過が解消されるというふうなことだと思っておりました。ところが、20日の新聞の報道だと、12月まで、Go To トラベルが止まるまで売上げが予想を上回っていたので、県は支援を見送ったというふうな説明になっています。でも、先ほど委員長言ったとおり、この決算短信では本体の債務超過13億5,000万円なのです。そうだと5,000万円しか収益的には好転していない。連結だと8億7,600万円。ですから、4億7,400万円、要するに連結では資産が増えている。ということは、単体ではないほかのところで収益が上がったのでという理由になるのですが、私はそこがよく分からない。この後議員全員協議会があるそうですけれども、委員会の中でどういう議論があったのか、その辺りのことがもし議論されていたら説明をお願いしたいと思います。

それで、よく考えたのですが、この1億8,000万円というのは最初のときに上越市が負担する分を上越市が持てないので、県が持ちますと言った金額とほとんど同じなのです。だから、そういうことなのかなというふうに思っているのですが。そうすると、5対2対1のルールが何となく分かるような気がしてくるのですが、そのことをどう考えるのか。分からなかったら分からないでいいです。

それで、2番目ですが、航路の今後のことですが、上越市の支援は今回まだ受けていないのですが、今回の上越市がまだ負担していないことが小木航路に何かの影響が出るのを私心配していますが、それはどうだったのかについて、審査されていたら説明をお願いしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 中川航路問題特別委員長。

○航路問題特別委員長（中川直美君） 無理くりしゃべるなということで、無理くりしゃべるつもりはありませんが、債務超過が一体幾らなのかということは当委員会では再三再四言っていました。最終的に出てきたのは、先ほど資料にもある28ページのところです。そのときの執行部の説明によりますと、この新聞も正しいという前提で言いますが、県が10億4,000万円をやろうと思ったけれども、景気がいいので1億8,000万円やりませんと言いだしたわけです。3月11日の航路問題特別委員会では、この決算短信の中に10億4,000万円が入っているのだと、未収金という形で計上しているそうですというふうに言っております。この新聞報道が正しければ、これはうそだという話になるのだけれども。そう言っております、間違いなく。

それともう一つは、地域、コロナの関係での4億6,000万円のうちの一部を入れるという補助金のこと、本当にやったのかと。3月を過ぎてしまえば、これ振り替えるか繰越するかしない限り駄目ですから。どうなのかというところまでは執行部とのやり取りをしましたが、それ以上でもそれ以下でもございませぬ。ただ、先ほども言いましたが、議会としての受け止め、執行部もそうだと思うのですが、本来佐渡市は上越市とも立場が違いますから、航路を維持するために最低限のことということで、まず事業者が全体として努力をして、それでもなおかつ不足するのならば行政支援というのがスタンスだったという点でいいますと、ここからは個人的な感想で恐縮ですが、20日の新聞はまるでキツネにつままれたような、詐欺師にでも会ったかと思うような記事というのが私の受け止めでもありますし、多くの委員の受け止め

でもあろうかというふうに思います。

上越市との関連では、先ほど適切な答えにはなりません、報告の中でも言いましたが、地域公共交通網形成計画の中でやっぱりしっかり航路を位置づける。言わばそれが平成30年まで3つの航路として位置づけをされていまして、これからも、何回も言いましたが、佐渡市は3つの航路の中で在り方を考えるというスタンスで来ていた。とりわけ上越市の航路についても、今回しっかり形成計画の中で上越市と連携もしながら位置づけるべきではないかというあたりの意見になっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） それでは、役員の経営責任のところなのですけれども、平成18年の前回の債務超過の後、小川社長が佐渡汽船にやってきて、いろいろな経理ですとか、その辺ところの改革をされて、かなり経営がよくなりました。そのことは評価したいと、皆さんそう思っていると思うし、私もそう思っておりますが、その後、やはりお客さんを佐渡に呼び込むという営業の面では、ちょっとやっぱり力が出し切れなかったのではないかなというふうな、生意気ですが、そういうふうに思っていますが、まさに平成27年にあかねを入れて、その後、残念ながらあかねがうまくいなくて大きな赤字を抱えてしまった。その後のやはり対応が私ほうまくなかったというふうに思っています。ちょうど平成29年に寺泊一赤泊航路廃止のときの説明会に私伺って、お話もしましたけれども、当時もう既に10億円ぐらいの赤字を小木一直江津航路がやっていたわけですが、こちらからの質問に対して、県の助成金もありましたから、それを含めて、いや、6億円だ、5億円だというふうな言い方をしていますし、そういう赤字をずっと垂れ流しておると会社が将来大変なことになりますよというふうな指摘もいろいろな方からありましたけれども、いや、年間15万人も運んでいる航路をやめるわけにはいきませんよという防戦一方の、前向きな答弁は一切ありませんでした。あの当時から早く手を打っておけば、今のような事態には、なるのは少し防げたのではないかな。あるいは、今はコロナというすごく大きな問題がありますけれども、やっぱり経営者としてはその辺りのところが残念ながら少し不足していたのではないかなというふうにも思いますが。ある行政マンから、佐渡汽船の社員は公務員より公務員的だよなというふうな話も伺ったことがあります。その辺の社風の改革についてもやはりちょっと力が出せていなかったのかなというふうに思いますが、その辺り、個人の批判ばかりではまずいですけれども、全体の会社として立ち直るためにはどうしたらいいのかというのがこれからのやはり大事なところだと思いますが、委員会では議論がされたのか、ご説明いただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 中川航路問題特別委員長。

○航路問題特別委員長（中川直美君） 委員会で意見があったことだけを言います。

上場企業の会社ならば、きちんと役員全体が責任を取る必要があるのではないかと聞いた委員もおりました。ただ、全体として、そこまでまとめるかどうかというところには至っておりません。ただ、今回の報告の中で、責任と検証をはっきりすべきだと大株主の件で最後に述べておりますが、そこに集約をしたつもりでございます。

もう一点は、寺赤航路の廃止の頃からやっぱり放漫経営、会社の対応がまずかったのではないかということに関しては、資料では10ページ、11ページに、航路維持の改善協議会の開催と議会の三者会議の開催

を資料としてつけておきましたが、まさにそのとおりで、今回の報告書、前回はそうですが、佐渡航路確保維持改善協議会をやっぱりしっかり趣旨に沿ったやり方でやるというところに集約されるのかなというのが当委員会の意見です。今回の、これはここから私のあれですが、新聞報道などはまさに佐渡汽船と新潟県に佐渡市が不信感を持つ中身でしかないと、こういったことではなくて、同じ共通の認識を持つべきだというのが多くの委員の意見だというふうに、これは私の推測ですが、思っています。駒形委員もうんと言っているのです、そのとおりだというふうに思っている。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 以上で航路問題特別委員会の中間報告に関する委員長質疑を終結いたします。

ここで、換気のため15分間休憩いたします。

午後 4時09分 休憩

午後 4時24分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4 発議案第1号

○議長（佐藤 孝君） 日程第4、発議案第1号 佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔19番 近藤和義君登壇〕

○19番（近藤和義君）

発議案第1号

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年3月22日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	近藤和義
賛成者	〃	稲辺茂樹
	〃	中川健二
	〃	山田伸之
	〃	駒形信雄
	〃	山本卓
	〃	中川直美

佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則

佐渡市議会会議規則（平成16年佐渡市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない

事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第90条第1項中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第137条第1項中「並びに」を「及び」に改め、「及び氏名（法人の場合には、その名称及び代表者の氏名）」を削り、「請願者が」の次に「署名又は記名」を加え、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願」を「前2項の請願」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

本案は、全国市議会議長会が示す標準市議会会議規則が本年2月12日に改正されたことから、改正後の内容に準拠するため、佐渡市議会会議規則の一部を改正するものであります。主な改正内容は、本会議や委員会を欠席する事由として、公務、疾病や育児などを具体的に明示するとともに、既に規定されている出産に関して、欠席期間を具体的に産前6週、産後8週と規定するものであります。また、請願、陳情の提出に必要な案件である押印について、署名でも可能とする規定に改めるものであります。

議員各位の賛同をお願いします。

- 議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第1号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第1号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第1号 佐渡市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 発議案第2号

- 議長（佐藤 孝君） 日程第5、発議案第2号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔19番 近藤和義君登壇〕

○19番（近藤和義君）

発議案第2号

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年3月22日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	近藤和義
賛成者	〃	稲辺茂樹
	〃	中川健二
	〃	山田伸之
	〃	駒形信雄
	〃	山本卓
	〃	中川直美

佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例

佐渡市議会委員会条例（平成16年佐渡市条例第328号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表所管の欄を次のように改める。

所 管
議会事務局、総務課、防災管財課、税務課、企画課、財政課、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び消防本部の所管に属する事項並びに一般会計予算に関する事項及び他の常任委員会の所管に属さない事項
市民生活課、医療対策課、社会福祉課、子ども若者課、高齢福祉課、環境対策課、両津病院及び相川病院の所管に属する事項
世界遺産推進課、地域振興課、移住交流推進課、交通政策課、農林水産課、農業政策課、観光振興課、建設課、上下水道課及び農業委員会の所管に属する事項

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の佐渡市議会委員会条例の規定による常任委員会において審査又は調査中の事件は、この条例による改正後の佐渡市議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会に、それぞれ付託されたものとみなす。

本案は、本年4月1日から医療対策課及び移住交流推進課が新設されるため、所管の常任委員会をそれぞれ市民厚生常任委員会及び産業建設常任委員会に定めるものであります。

議員各位の賛同をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第2号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第2号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第2号 佐渡市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 発議案第3号

○議長（佐藤 孝君） 日程第6、発議案第3号 佐渡市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

近藤和義君。

〔19番 近藤和義君登壇〕

○19番（近藤和義君）

発議案第3号

佐渡市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定について
上記議案を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和3年3月22日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	近藤和義
賛成者	〃	稲辺茂樹
	〃	中川健二
	〃	山田伸之
	〃	駒形信雄
	〃	山本卓
	〃	中川直美

佐渡市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例
佐渡市議会の議決すべき事件に関する条例（令和元年佐渡市条例第32号）の一部を次のように改正する。
第2条中「最上位計画である将来ビジョンの」を削る。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

本案は、佐渡市が最上位計画と位置づけていた佐渡市将来ビジョンを次期計画から佐渡市総合計画に変更したため、所要の改正を行うものであります。

議員各位の賛同をお願いいたします。

- 議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第3号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第3号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第3号 佐渡市議会の議決すべき事件に関する条例の一部を改正する条例の制定についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議案第4号

- 議長（佐藤 孝君） 日程第7、発議案第4号 中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

駒形信雄君。

〔14番 駒形信雄君登壇〕

- 14番（駒形信雄君）

発議案第4号

中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年3月22日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	駒形信雄
賛成者	〃	佐藤定
	〃	広瀬大海
	〃	中川健二
	〃	林純一
	〃	山本健二

中小企業支援策の拡充を求める意見書

厳しい経済情勢の中で新型コロナウイルスの世界的な感染蔓延が追い打ちをかけ、日本経済は深刻な危機に直面している。コロナ禍でライフラインを支え続けている労働者の多くが最低賃金近傍の低賃金で働

いている。この難局を乗り越えるためには、GDPの6割を占める国民の消費購買力を引き上げることが不可欠である。

2020年度の地域別最低賃金の改定は、最高額の東京都で時給1,013円、新潟県では時給831円、最低額は時給792円に過ぎない。毎日8時間働いても、年収で120万円から150万円である。さらに、地域別であるがゆえに新潟県と東京都では、同じ仕事でも時給182円もの格差がある。このことが若い労働者の都市部への流出が地域の労働力不足を招き、地域経済の疲弊につながり、地方自治体の税収が減少して行政運営にも影響が出ている。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金はOECD諸国において最低水準である。また、ほとんどの国では全国一律制をとっている。これを実現するために、政府として大胆な財政出動を行い、公正取引ルールを整備するなどの具体的な中小企業支援策を確実に実施し、最低賃金の引き上げを支えていることから、日本でも中小企業に対して、具体的で十分かつ使いやすい支援策を拡充する必要がある。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会にすべきである。

よって、国においては、下記事項を確実に実現されるよう、強く求める。

記

労働者の賃金を引き上げながらも経営が継続できるように、中小企業への支援策を最大限拡充すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

- 議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第4号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第4号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第4号 中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 発議案第5号

- 議長（佐藤 孝君） 日程第8、発議案第5号 議会改革等特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中川直美君。

〔18番 中川直美君登壇〕

- 18番（中川直美君）

発議案第5号

議会改革等特別委員会の設置について

上記の議案を別紙のとおり佐渡市議会会議規則第14条の規定により提出する。

令和3年3月22日

佐渡市議会議長 佐藤 孝 様

提出者	佐渡市議会議員	中川直美
賛成者	〃	金田淳一
	〃	室岡啓史
	〃	稲辺茂樹
	〃	荒井真理
	〃	北 啓
	〃	山田伸之

議会改革等特別委員会の設置について

佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置する。

記

1 特別委員会の名称

議会改革等特別委員会

2 付託事件

議会基本条例制定に関する事

3 委員の定数

8人

4 期間

上記付託事件の審査又は調査が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う

5 費用

予算の範囲内

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております発議案第5号については、佐渡市議会会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、発議案第5号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより発議案第5号 議会改革等特別委員会の設置についての採決を行います。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議会改革等特別委員の選任

○議長（佐藤 孝君） 新たに設置された議会改革等特別委員会の委員は、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてそれぞれ8名の諸君を指名いたします。

議会改革等特別委員は

2番 山本健二君 7番 北 啓君 12番 山田伸之君
13番 荒井眞理さん 15番 山本 卓君 16番 金田淳一君
17番 中村良夫君 20番 坂下善英君

以上であります。

ここで暫時休憩します。

午後 4時37分 休憩

午後 4時37分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

休憩中に議会改革等特別委員会が開催され、正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

議会改革等特別委員会委員長 坂下善英君

副委員長 北 啓君

以上であります。

日程第9 議案第49号

○議長（佐藤 孝君） 日程第9、議案第49号 佐渡市新畑野財産区管理委員の選任についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第49号を上程をさせていただきます。

佐渡市新畑野財産区管理委員の選任について。本案は、佐渡市新畑野財産区管理委員の任期が令和3年3月28日をもって満了となるため、第1区、熊川博氏、第2区、中嶋羊一氏、第3区、猪俣秀二氏、第4区、加藤一善氏、第5区、中川榮二氏、第6区、小田榮太郎氏、第7区、猪俣昌志氏を選任することについて、議会の同意を求めるものであります。財産区管理委員の任期につきましては4年でございます。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第49号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第49号 佐渡市新畑野財産区管理委員の選任についての採決を行います。

本案は、同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、本案は同意されました。

日程第10 議案第50号

○議長（佐藤 孝君） 日程第10、議案第50号 佐渡市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第50号を説明させていただきます。

佐渡市教育委員会教育長の任命について。佐渡市教育委員会教育長の任命についてご説明いたします。本案は、佐渡市教育委員会教育長、渡邊尚人氏が本年3月31日をもってその職を辞したい旨の申出があり、これに同意することといたしましたので、その後任の教育長として新発田靖氏を任命することについて議会の同意を求めるものでございます。任期は、前任者の任期の残任期間である令和3年4月1日から令和5年5月7日までです。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第50号については委員会の付託を省略することに決しました。

これより議案第50号 佐渡市教育委員会教育長の任命についてを採決いたします。

本案の採決は、無記名投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまの出席議員数は21名であります。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○議長（佐藤 孝君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○議長（佐藤 孝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し添えます。本案に賛成する諸君は賛成と、反対する諸君は反対と投票用紙に記載の上、議席順に投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第72条第2項の規定により否とみなします。

それでは、議席順1番から順次投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（佐藤 孝君） ただいまから開票を行います。

開票に当たり、会議規則第31条第2項の規定により、立会人に7番、北啓君及び9番、広瀬大海君を指名いたします。両名の立会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（佐藤 孝君） 投票の結果を報告いたします。

投票総数20票、これは先ほどの議長を除く出席議員数に符合いたしております。

そのうち、賛成 19票

反対 1票

以上のとおり賛成多数であります。

よって、本案は可決されました。

ただいま新発田靖君から発言を求められておりますので、入場の上、発言を許します。

〔新発田 靖君入場〕

〔新発田 靖君登壇〕

○新発田 靖君 ただいま教育長の選任につきまして議会の同意をいただきました新発田靖でございます。一言ご挨拶をさせていただきます。

私は、資料に示させていただきましたように、佐渡に生まれ、途中、下越教育事務所指導主事、佐渡市教育委員会学校教育課管理主事の期間もありましたが、長く小学校教員として教育に携わってまいりました。校長としては、八幡小学校、両津小学校、金井小学校に勤め、保護者の皆様や地域の方々のお力添えをいただきながら、地域と共に歩む学校づくりを進めてきましたが、この3月末、今月末で退職となります。

佐渡は、昔から教育の島と言われてきました。そのことを胸に、佐渡市教育大綱に示されている「明日の佐渡を創る人、世界と共に生きる人の育成」、そして佐渡市教育振興基本計画に掲げる施策の実現に向

けてしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。学校教育においては、とりわけ子供の安心安全を大事にして、急激な社会の変化に対応する学習環境の整備に努め、子供の知育、徳育、体育のその充実を図りたいと考えております。また、社会教育においても、島内にある豊かな自然や文化等を大事に、一人一人に豊かな情操が培われる場の提供に努めていきたいと思ひます。また、その取組の際、法令遵守、確かな危機対応ができる組織づくりを意識して、チームとなって市民の皆様のお思ひを大事にし、ご理解とご協力をいただきながら取り組んでいきたいと思ひます。

議員の皆様にはこれまでと変わらぬ教育行政へのご支援とご協力をお願い申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔新発田 靖君退場〕

日程第11 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（佐藤 孝君） 日程第11、委員会の閉会中の継続審査の件を議題といたします。

各委員長からお手元に配付したとおり閉会中の継続審査等の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査等に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続継続審査等に付することに決しました。

○議長（佐藤 孝君） これで本日の日程は全て終了しました。

ここで、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

教育長、渡邊尚人君。

〔教育長 渡邊尚人君登壇〕

○教育長（渡邊尚人君） お時間をいただきまして、大変ありがとうございます。

市議会の皆さん、並びに佐渡市民の皆さん、在任中は大変お世話になりました。ありがとうございます。新教育長の下、佐渡市の人材育成にご尽力されることを期待しております。

また、皆さん方には佐渡市の教育行政にご理解とご協力を今後とも賜りまして、簡単ですが、私の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございます。

○議長（佐藤 孝君） 次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） 令和3年第2回市議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

まずは、3月2日の開会から本日までの長期間にわたりご審議を賜りましたことを厚くお礼申し上げます。本定例会冒頭におきまして、令和3年度の市政運営に関して私の所信の一端として施政方針を述べさせていただきます、議員各位並びに市民の皆様にご理解とご協力をお願いしたところでございます。

新年度予算編成につきましては、新型コロナウイルス感染症の動向を注視しつつ、財源確保の徹底や歳出の見直しを行う一方で、地域づくり、防災力の強化などへの対応を基本とし、人口減少対策を最重要課

題と位置づけ、子育て支援の強化、企業支援と雇用の拡大、元気な高齢者が活躍できる環境づくり、これらを重点施策としてご説明をさせていただいたところでございます。人口の社会減を緩やかにし、経済を躍動させ、子供からお年寄りまでが生き生きと暮らす島づくり、ここに前進をさせていきたいと考えているところでございます。

本定例会では、代表質問と一般質問合わせて16人の議員の皆様から施政方針、新型コロナウイルス感染症に関連した対応や今後の対策、子育て支援策、医療福祉対策、産業振興策など多岐にわたりご質問やご提言をいただいたところでございます。新型コロナウイルスにつきましては、国の緊急事態宣言が解除され、全国でワクチン接種が始まっているところでございます。佐渡市でも医療従事者の接種がスタートしたところでございます。一刻も早く市民の皆様にはワクチンが接種できるよう、国、県の情報を的確に把握し、接種体制の準備、整備に万全を期してまいります。

一方、佐渡の経済の活性化につきましては、ウィズコロナやアフターコロナを見据え、経済対策と観光の再生に取り組み、地域経済のV字回復を目指さなければなりません。例年4月に開催している佐渡トキマラソンは、今年につきましては5月16日の開催を予定しております。新型コロナウイルス感染症のため、参加者は県民、島民限定とし、併せてオンラインマラソンにも初めて取り組むなど、ウィズコロナの中、柔軟に参加が可能な対応を進めているところでございます。現在コロナ禍ではありますが、市民の皆様の日常を取り戻す一つのきっかけにしていきたいと考えているところでございます。

佐渡金銀山の世界遺産登録につきましては、昨年国内推薦の選定が行われませんでした。今年には国内推薦をいただける最大の好機と捉えておるところでございます。今月末には文化庁に推薦書案の提出を予定しているところでございます。国内推薦に向けて、今後も多様な取組を進めてまいります。あわせて、ジアス、世界農業遺産が10周年を迎えます。自然と共生し、経済が循環する島づくりに向けて、SDGs未来都市、地域循環共生圏に取り組み、日本の将来モデルを佐渡で実現する新しい一歩となるように進めてまいります。

結びになりますが、議員の皆様におかれましては健康にご留意いただき、ますますご活躍いただけるようご祈念申し上げ、本定例会の閉会のご挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（佐藤 孝君） 以上で会議を閉じます。

令和3年第2回（3月）佐渡市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時56分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 佐 藤 孝

署 名 議 員 平 田 和 太 龍

署 名 議 員 林 純 一